

事業用次世代自動車購入費等補助制度

市内における温室効果ガスを削減し地球温暖化を防止するため、刈谷市では新車の次世代自動車を購入またはリース（サブスクリプション含む）契約し、一定の要件を満たす事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金を受けることができる事業者

次の要件をすべて満たす事業者

- 1 市内に事務所または事業所があること
- 2 刈谷市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を、事業のために自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をしたこと
- 3 市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと
(市が行う税務資料の閲覧に同意すること)

☆リースの場合

補助対象事業者に次世代自動車を貸与するリース事業者に補助金を交付します。車を使用する事業者は補助金相当額が定額リース料金から値下げされます。

補助対象となる自動車と補助金額

車両本体価格（税抜）の10%（1,000円未満の端数金額は切捨）

※車両本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格が対象となります。

- 燃料電池自動車 1台につき最大40万円
- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 1台につき最大15万円
※プラグインハイブリッド自動車は排気量1,800cc以下に限る
- 超小型電気自動車 1台につき最大7万円

※購入とリース合わせて1年度につき1台を限度とします。

ただし、超小型電気自動車とその他補助対象車種との組み合わせは可能です。

(例：電気自動車を購入で1台、超小型電気自動車を購入で1台)

申請の期日

自動車検査証記録事項または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

※申請は郵送または直接、環境推進課へ提出してください。(必着)

郵送の場合、担当者名、連絡先がわかるようにご提出ください。

処分の制限・補助金の返還

新車登録から4年間は下取りも含めて、売却や譲渡、廃棄などの処分が制限されます。4年以内に、使用の本拠を市外に変更した場合や処分をした場

合、リース契約を解約した場合は補助金の返還を求めることがあります。また、補助金を申請する際に、今後、市が行う自動車の使用状況に関する調査に同意する必要があります。

提出書類

次の書類をご提出ください。代理人による申請も可能です。

【刈谷市様式】とあるものは環境推進課窓口または刈谷市ホームページ「事業用次世代自動車購入費等補助制度」で入手できます。

- (1) 事業用次世代自動車購入費等補助金交付申請書【刈谷市様式】
※「購入用」と「リース用」で様式が異なります。
- (2) 新規登録の「自動車検査証記録事項」のコピー
(超小型電気自動車は「標識交付証明書」のコピー)
- (3) 事業所証明書その他市内に事務所等を有することを確認できる書類
(契約者（使用者）が個人事業主の場合のみ)
※「事業所証明書」は市役所等で発行できます。(委任状は不要)
- (4) 請求書その他購入した補助対象自動車の車両本体価格が確認できる書類のコピー
- (5) 保証書のコピー（超小型電気自動車のみ）
※メンテナンスノートに含まれるものをご用意ください。
- (6) 次世代自動車購入費等補助金交付請求書【刈谷市様式】

リースの場合

☆リース事業者が申請者となります。以下の書類も添付が必要です。

- (7) 契約者（使用者）の市が賦課徴収を行う税金の完納を証する納税証明書
- (8) 契約者（使用者）の事業所証明書その他市内に事務所等を有することを確認できる書類
- (9) リース事業者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し
- (10) リース契約書のコピー
※補助金相当額の値下げが反映された定額リース料金がかかる書類が別にあればそれも添付してください。
- (11) リース料金の算定根拠明細書【刈谷市様式】

お問合せ先 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係 TEL0566-62-1017

刈谷市ホームページ（<https://www.city.kariya.lg.jp/>）

事業用次世代自動車購入費等補助制度：ページ ID 1003933

現在の申請件数や予算残額：ページ ID 1003923